

第118期 中間決算公告

2025年12月19日

住所 鹿児島市金生町6番6号
株式会社 鹿児島銀行
取締役頭取 郡山明久

中間貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	1,053,975	預 渡 性 預 金	4,861,670
コ 一 ル 口 一 ネ ン	135,000	譲 售 現 先 勘 定	290,136
買 入 金 錢 債 権	6,674	コ 一 ル マ ネ 一 定	15,000
商 品 有 価 証 券	1	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	267,677
有 価 証 券	886,227	借 用 金	632,997
貸 出 金	4,347,086	外 国 為 替	173
外 国 為 替	7,268	信 託 勘 定 借	16,357
そ の 他 資 産	50,595	そ の 他 負 債	65,234
有 形 固 定 資 産	62,211	未 払 法 人 税 等	2,989
無 形 固 定 資 産	6,320	リ 一 ス 債 務	1,177
前 払 年 金 費 用	10,602	資 産 除 去 債 務	165
繰 延 税 金 資 産	973	そ の 他 の 負 債	60,901
支 払 承 諾 見 返	26,760	退 職 給 付 引 当 金	1,575
貸 倒 引 当 金	△ 43,389	役 員 株 式 給 付 引 当 金	152
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	67
		偶 発 損 失 引 当 金	531
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,732
		支 払 承 諾	26,760
		負 債 の 部 合 計	6,192,344
		(純資産の部)	
		資 本 金	18,130
		資 本 剰 余 金	11,204
		資 本 準 備 金	11,204
		利 益 剰 余 金	290,596
		利 益 準 備 金	18,130
		そ の 他 利 益 剰 余 金	272,465
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	829
		固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	14
		別 途 積 立 金	251,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	20,621
		株 主 資 本 合 計	319,931
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,960
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	25,912
		土 地 再 評 価 差 額 金	14,078
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	38,030
		純 資 産 の 部 合 計	357,961
資 产 の 部 合 計	6,550,306	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,550,306

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

中間損益計算書

(2025年4月1日から
2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	47,129
資 金 運 用 収 益	35,639
(う ち 貸 出 金 利 息)	(24,721)
(う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(6,745)
信 託 報 酬	99
役 務 取 引 等 収 益	7,040
そ の 他 業 務 収 益	446
そ の 他 経 常 収 益	3,904
経 常 費 用	31,229
資 金 調 達 費 用	8,133
(う ち 預 金 利 息)	(4,533)
役 務 取 引 等 費 用	2,943
そ の 他 業 務 費 用	1,741
當 業 経 費	17,621
そ の 他 経 常 費 用	789
経 常 利 益	15,900
特 別 損 失	39
税 引 前 中 間 純 利 益	15,860
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,221
法 人 税 等 調 整 額	1,516
法 人 税 等 合 計	4,737
中 間 純 利 益	11,123

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年～50年

そ の 他 2年～30年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

正常先債権及び要管理先債権以外の要注意先債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上し、要管理先債権については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金として計上しております。

予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに直近の貸倒実績を反映するなど必要な修正を加えて算出しております。

要管理先債権に相当する債権において、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産管理部署が査定結果を検証しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数
(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により発生の翌期から損益処理

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員への報酬支払に備えるため、取締役及び執行役員に対する報酬の支給見込額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、株式給付信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じた処理をしております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払いに備えるため、将来発生する損失額を見積り計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについてヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素等の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

未適用の会計基準等

(リースに関する会計基準等の適用)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計算する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中であります。

追加情報

(株式給付信託)

当行は、取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員（以下、総称して「対象役員」という。）の報酬と親会社である株式会社九州フィナンシャルグループ（以下、「九州フィナンシャルグループ」という。）の株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも九州フィナンシャルグループの株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託」（以下「本制度」という。）を導入しております。なお、役員株式給付引当金の算出方法については、「重要な会計方針」の「5. 引当金の計上基準(3)役員株式給付引当金」に記載しております。

1. 取引の概要

本制度は、九州フィナンシャルグループが拠出する金銭を原資として、九州フィナンシャルグループの株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、対象役員に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、九州フィナンシャルグループの株式及び当該株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、本項目において「株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

2. 信託が保有する当行の株式に関する事項

該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 778百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	12,648百万円
危険債権額	34,933百万円
三月以上延滞債権額	-百万円
貸出条件緩和債権額	40,258百万円
合計額	87,839百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,146百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、600百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	603, 207百万円
貸出金	721, 933百万円
担保資産に対応する債務	
預金	33, 439百万円
売現先勘定	7, 276百万円
債券貸借取引受入担保金	267, 677百万円
借用金	632, 900百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、有価証券13, 630百万円及びその他資産537百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	297百万円
金融商品等差入担保金	325百万円

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は756, 626百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが737, 449百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

ただし、適切な地価公示価格がない場合は同施行令第2条第2号に定める基準地価又は同施行令第2条第4号に定める地価税法に規定する方法により算定した価格に時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 36,718百万円
 9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は19,954百万円であります。
 10. 単体自己資本比率 11.45%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益1,652百万円、株式等売却益1,731百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等売却損379百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	15,600	12,558	△3,041
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	15,600	12,558	△3,041
合計		15,600	12,558	△3,041

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	778
関連法人等株式	—

3. その他有価証券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	78,618	26,937	51,680
	債券	46,988	46,959	28
	国債	—	—	—
	地方債	4,875	4,868	6
	短期社債	23,988	23,986	2
	社債	18,124	18,104	20
	その他	85,582	81,834	3,747
	うち外国証券	55,893	55,733	159
小計		211,189	155,731	55,457
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,121	2,459	△338
	債券	543,962	568,973	△25,011
	国債	146,373	161,274	△14,900
	地方債	117,143	118,395	△1,251
	短期社債	19,989	19,992	△3
	社債	260,455	269,311	△8,856
	その他	100,452	134,442	△33,989
	うち外国証券	95,393	129,175	△33,782
小計		646,536	705,875	△59,339
合計		857,725	861,606	△3,881

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	4,937
組合出資金	7,963

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあるものを除き、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

個々の銘柄の有価証券の時価が、取得原価に比べて30%程度以上下落した場合は回復可能性の判定の対象とし、減損の要否を判断しております。

なお、当中間期末において減損処理を行った銘柄はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	12,039 百万円
減損損失	1,721 百万円
有価証券償却	249 百万円
退職給付引当金	493 百万円
減価償却	492 百万円
その他有価証券評価差額金	1,056 百万円
その他	<u>1,991 百万円</u>
繰延税金資産小計	18,043 百万円
評価性引当額	<u>△2,307 百万円</u>
繰延税金資産合計	15,736 百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△2,559 百万円
固定資産圧縮積立金	△384 百万円
繰延ヘッジ損益	△11,805 百万円
その他	<u>△12 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△14,762 百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>973 百万円</u>

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1,706 円 07 錢
1 株当たりの中間純利益金額	53 円 01 錢